

武蔵村山市

低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業

# 登録販売事業者等ガイドライン

武蔵村山市健康福祉部福祉総務課

---

問合せ先:042-565-1111(内線 200, 201)

本ガイドラインは、令和8年6月から武蔵村山市で実施する「低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業」における登録販売事業者等として御参画いただける事業者様に向けて、御参画に当たっての必読事項及び販売事業者登録の手続などを御案内するものです。

## 目次

<b>1 事業概要</b> .....	<b>1</b>
1-1 事業の目的 .....	1
1-2 事業概要 .....	1
1-3 事業スケジュール .....	1
<b>2 登録販売事業者等とは</b> .....	<b>2~3</b>
2-1 販売事業者の登録 .....	2
2-2 登録販売事業者等の要件 .....	2
2-3 販売事業者の制限 .....	2
2-4 登録販売事業者等の登録停止等 .....	3
<b>3 販売事業者登録手続き</b> .....	<b>4~6</b>
3-1 販売事業者の登録手続き .....	4~5
3-2 販売事業者の登録決定 .....	6
<b>4 交付申請の流れ</b> .....	<b>7~14</b>
4-1 対象となる市民(補助対象者) .....	7
4-2 対象となる経費(補助対象経費) .....	8
4-3 対象となるエアコン(補助対象エアコン) .....	8
4-4 補助金の額 .....	9
4-5 販売価格からの値引き .....	10
4-6 補助金の交付申請 .....	10~13
4-7 補助金の交付決定 .....	14
<b>5 事業者登録規約</b> .....	<b>15~17</b>

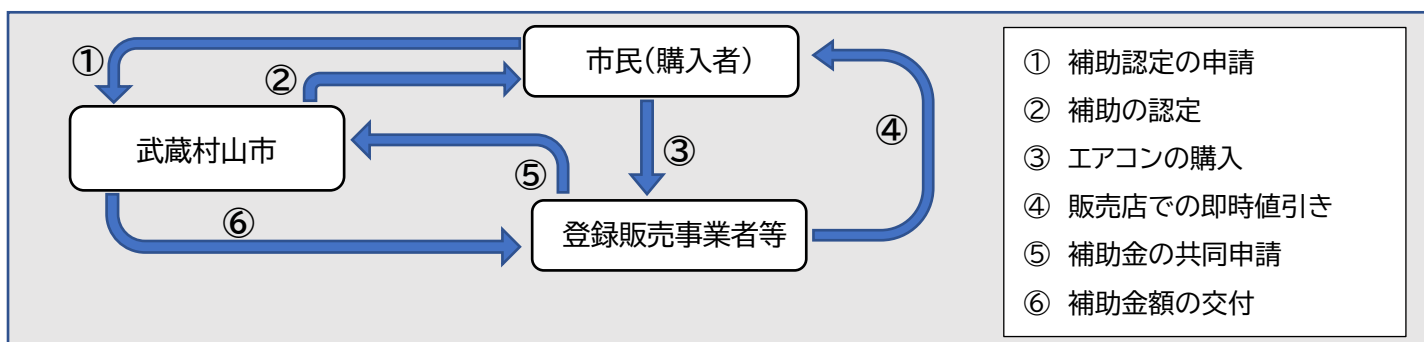
# 1 事業概要

## 1-1 事業の目的

武蔵村山市では、経済的な理由により家庭用エアコンを購入することが困難な低所得世帯に対して、10万円を上限に補助金を交付することにより、低所得世帯の経済的負担を軽減し、熱中症等による健康被害の予防を図ることを目的に事業を実施します。

## 1-2 事業概要

本事業への申請は、登録販売事業者等と市民(購入者)が共同で行います。具体的な手続は、登録販売事業者等が行います。登録販売事業者等は、武蔵村山市が補助対象として認定した市民へ対象製品を販売、値引きをした後、本事業の交付申請手続を遅滞なく、又適正に実施する必要があります。



なお、販売時における主な条件は下記のとおりです。

販売方法	以下のいずれかの方法で認定を受けた市民に販売し、かつその製品や金額、エアコンの設置日等詳細を書面で証明できること。 1 通常買替え 2 新規購入 ※ 買替前、買替後の製品の指定はありません。
------	--

## 1-3 事業スケジュール

事業者登録受付期間	令和8年5月25日～随時
交付申請の対象となるエアコン販売・設置期間	令和8年4月1日～令和8年10月31日

※ 補助金の請求申請受付期間は、令和8年11月30日まで

## 2 登録販売事業者等とは

### 2-1 販売事業者の登録

「登録販売事業者等」とは、市民(購入者)と共同で交付申請の手続きを行い、エアコン販売時に補助相当額の値引きをし、その補助相当額の交付を受ける者として、予め本事業に登録した事業者等をいいます。

本事業の参画に関しては、本事業の「事業者登録規約」に同意を行い、販売事業者として登録の決定を受ける必要があります。

### 2-2 登録販売事業者等の要件

販売事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人、又は個人事業主が対象です。

登録資格者	法人の場合は、国内に法人登記しており、 <u>武蔵村山市内で家電等の販売事業を実施</u> していることを証明できること。 個人事業主の場合は、 <u>武蔵村山市内で家電等販売の事業を営んでいる</u> ことを証明できること。
振込口座	補助相当額の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること。
言語	日本語を用いて武蔵村山市との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること。
規約類の遵守	本事業の事業者登録規約、その他武蔵村山市が定める事項を遵守して事業を行うこと。

### 2-3 販売事業者の制限

以下に該当する販売事業者は本事業の対象外とします。

- 1 法人においては、暴力団又は役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員である者
- 2 個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者
- 3 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者

## 2 登録販売事業者等とは

---

### 2-4 登録販売事業者等の登録停止等

登録販売事業者等が、偽りその他不正の手段により本事業の申請を行い、若しくは本事業その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該登録販売事業者等に対し、次の措置を講じることがあります。

なお、登録販売事業者等から業務を受託した者が不正申請等を行ったときは、当該登録販売事業者等(委託者)が当該業務を受託した者と共に不正申請等を行ったものとみなします。

また、武蔵村山市が行う現地調査等に協力しなかった場合も、下記 2 の措置を講じることがあります。

- 1 登録販売事業者等としての地位の全部又は一部の停止
- 2 申請の無効化(すでに交付した場合にあっては補助金額の全部又は一部の無効化、当該補助金相当分の金銭の返還請求)
- 3 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

**事業者登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は値引き販売や交付申請申請を行うことができません**

# 3 販売事業者登録手続き

## 3-1 販売事業者の登録手続き

低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業登録販売事業者等登録申請書(第1号様式)に、以下の書類を添付して申請をしていただく必要があります。

書類名称	書類の詳細
武蔵村山市内で事業を営んでいることを確認する書類	法人:登記事項証明書 又は最新の法人市民税確定・中間申告書の写し※ 個人事業主:事業を開業していることがわかる書類 又は最新の確定申告書の写し

### 【申請書(記載例)】


第1号様式(第4条関係)  
低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業登録販売事業者等登録申請書

令和8年5月25日

申請者 所在地 武蔵村山市本町1-1-1  
名称 武蔵村山市役所電気販売店

武蔵村山市長 殿

武蔵村山市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業登録販売事業者登録要領第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

事業者情報	事業者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主
	事業者名	武蔵村山市役所電気販売店
	代表者氏名	武蔵 花子
	事業所所在地	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1
	武蔵村山市内店舗所在地	〒 同上
	電話番号	042-565-1111
担当者情報	氏名	武蔵 太郎
	電話番号	042-565-1111
	メールアドレス	○○○○○@○○○
債権者登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(登録決定後、債権者登録の届出を提出していただきます。)	
登録販売事業者等ガイドラインへの同意	本申請にあたり別に示す「登録販売事業者等ガイドライン」を確認し、内容について同意の上、登録販売事業者等への登録を申請します。 また、登録された場合には、登録販売事業者等として事業者名、所在地(店舗所在地)及び電話番号が公表されることについて同意します。 署名又は記名押印: 武蔵村山市役所電気販売店 代表 武蔵 花子 	

【添付書類】

- 登記事項証明書又は法人市民税確定・中間申告書(申請時における最新のもの)の写し(法人の場合)
- 事業を開業していることがわかる書類又は確定申告書(申請時における最新のもの)の写し(個人事業主の場合)

(日本産業規格A列4番)

### 確認項目

※ 署名又は記名押印欄について、署名の場合は代表者本人が署名し、記名押印の場合は、記名の上、法人代表者印の押印をお願いします。



# 3 販売事業者登録手続き

## 3-2 販売事業者の登録決定

登録の可否については、武蔵村山市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業登録販売事業者等登録(対象・対象外)決定通知書(第2号様式)により通知します。

登録の決定がされた場合には、市ホームページ等で公表をさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

### 【登録(対象・対象外)決定通知書の様式】

第2号様式 (第5条関係)  
低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業登録販売事業者等登録(対象・対象外)決定通知書

年 月 日

様

武蔵村山市長 印

年 月 日付けで申請のあった低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業登録販売事業者等として、次のとおり決定しましたので通知します。

登録対象の可否	<input type="checkbox"/> 登録対象 <input type="checkbox"/> 登録対象外
登録対象外の場合 その理由	
登録番号	武蔵村山市エアコン登録販売事業者等第 号
登録販売事業者等名称	
市内店舗所在地	〒
登録販売事業者等連絡先	
債権者登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※

※ 登録対象として決定を受けた事業者は、別途「債権者登録兼支払金口座振替依頼書」を提出すること(債権者登録がない場合に限る。)

(日本産業規格A列4番)

# 4 交付申請の流れ

## 4-1 対象となる市民(補助対象者)

本事業で対象となる市民は次のいずれかの要件に該当し、武蔵村山市に申請をした上で認定を受けた方を対象とします。

対象者には低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金認定決定通知書(第5号様式)を交付しますので、その書類を持参している場合には、本事業の対象者と判断してください。

### 【対象となる市民】

- 市町村民税非課税又は均等割のみ課税世帯
- 児童扶養手当受給世帯

### 【認定証の様式】

第5号様式 (第8条関係)

低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金(認定・認定申請却下)通知書

年 月 日

様

武蔵村山市長

年 月 日付けで申請のあった武蔵村山市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金の認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認定番号	武蔵村山市エアコン補助金認定第 号 ②
認定申請者の氏名	③
認定の可否	④ <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 認定申請却下
認定要件の区分	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税又は均等割のみ課税世帯 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯 <input type="checkbox"/> その他
認定申請却下の場合 その理由	

(日本産業規格A列4番)

### 確認項目

- ① 武蔵村山市長印が押印されているか
- ② 認定番号が附番されているか
- ③ 対象者の氏名が記載されているか
- ④ 認定にチェックがあるか

以上の項目は対象の市民が持参した際に確認していただきます。

# 4 交付申請の流れ

## 4-2 対象となる経費(補助対象経費)

エアコン本体購入、配送、設置工事、買替えの場合には買替え前の機器に係る撤去及びリサイクルを含めた費用を補助対象経費としています。

ただし、延長保証、電池等消耗品及びエアコンの設置に係る店舗又は事業者以外の方がエアコンの設置工事を行った場合の当該設置工事に要した費用は含みませんので御注意ください。

◎ 対象経費	× 対象外経費
<ul style="list-style-type: none"><li>■ エアコン本体購入費</li><li>■ 配送費</li><li>■ エアコン設置に係る工事費</li><li>■ エアコン撤去費(買替の場合)</li><li>■ リサイクル費(買替の場合)</li><li>■ その他エアコン設置に付随する費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 延長保証料</li><li>■ 電池等消耗品費 ※</li><li>※ エアコン本体とは別で購入する場合は対象外</li><li>■ 購入店舗(委託業者含む。)以外の者によるエアコン設置工事費</li></ul>

## 4-3 対象となるエアコン(補助対象エアコン)

**補助対象となるエアコンは、補助対象世帯1世帯当たり1台までを上限**とし、次に掲げる要件を全て満たすものとしています。

件を全て満たすものとしています。

- 1 店舗又は事業者において購入したもの。
- 2 令和8年4月1日から同年10月31日までの間に購入し、かつ、当該補助対象者が居住する武蔵村山市内の住宅に設置するものであること。
- 3 壁又は窓枠に固定して設置するエアコンであること。※
- 4 事業の用に供するものでないこと。

※ 住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓に固定して設置することが困難であり、登録販売事業者がスポットクーラー等の設置をすると判断する場合には、これに限りません。

この場合、市にその旨を事前に御連絡ください。

## 4 交付申請の流れ

### 4-4 補助金の額

10万円を上限(ゼロエミポイント対象エアコンの場合には、ゼロエミポイントによる値引き後の価格を基準)とし市から補助金を交付します。

【例】エアコン購入費 20 万円、ゼロエミポイント8万円の場合

No.	区 分	税込金額(円)
1	エアコン本体購入費(設置費等含む総額)	200,000
2	東京ゼロエミポイント	80,000
3	市補助事業対象経費(1から2を引いた額)	120,000
4	市補助金	100,000
5	対象者自己負担額(3から4を引いた額)	20,000

【例】エアコン購入費15万円、ゼロエミポイント8万円の場合

No.	区 分	税込金額(円)
1	エアコン本体購入費(設置費等含む総額)	150,000
2	東京ゼロエミポイント	80,000
3	市補助事業対象経費(1から2を引いた額)	70,000
4	市補助金	70,000
5	対象者自己負担額(3から4を引いた額)	0

※ エアコン購入費からゼロエミポイントを差し引いた額が 10 万円を下回る場合には、当該差し引き後の金額(本例の場合7万円)が補助金の額となります。

## 4 交付申請の流れ

### 4-5 販売価格からの値引き

東京ゼロエミポイントと同様の取扱いにより、対象となる経費として算定する販売価格(税込)から10万円を上限とし値引きをした上で対象の市民へ販売していただくよう、お願いします。

値引きをした金額については、後日、登録販売事業者等から市へ申請(後述)をしていただき、当該申請に応じて、市から登録販売事業者等へ補助金を交付します。

### 4-6 補助金の交付申請

補助金の交付申請は、対象者がエアコンを購入した後、設置が完了してから低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金交付申請書(第6号様式)に次の書類を添えて申請していただきます。

書類名称	書類の詳細	書式
代理申請及び受領委任状	エアコン購入者から登録販売事業者等への本事業申請・補助金受領に係る委任状	市指定(第7号様式)
補助対象エアコンの購入及び設置に要した費用の支払及びその内訳を確認できる書類の写し	登録販売事業者等が発行したエアコン設置に係る購入費の内訳がわかるもの	任意 (登録販売事業者等で用意)
補助対象エアコンの形状、規格、型式、品番等を確認できるカタログ等	エアコンの型式等がわかるメーカーのカタログなど	任意 (登録販売事業者等で用意)
補助対象エアコンを設置した日を確認できる書類、写真等	納品書の写しと設置時の写真のセットなど、確かに設置したことが書面上で確認できるもの	任意 (登録販売事業者等で用意)
低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金交付請求書	登録販売事業者等から市へ購入者に代わり代理で補助金を請求する書類	市指定(第9号様式) ※要押印

※ 書式欄に市指定と記載のあるものは、市が用意する書式を必ず御使用ください。

# 4 交付申請の流れ

【低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金交付申請書】

裏面記載例（表面は申請日を除き記載不要）

2 登録販売事業者等が申請する場合

申請者 ①	所在地（〒208-8501） 武蔵村山市本町1-1-1	登録販売事業者等番号 武蔵村山市エアコン登録販売事業者等 第 1 号
	登録販売事業者等名称 武蔵村山市役所電気販売店 登録販売事業者等代表者氏名 代表 武蔵 花子	電話番号 042-565-1111
申請に係る 補助認定者 ②	住所（〒208-8501） 武蔵村山市本町〇-〇-〇	認定番号 武蔵村山市エアコン補助金認定第 1 号
	フリガナ ムサヤマ イチロウ 氏名 村山 一郎	電話番号 042-565-〇〇〇〇
申請額	金 100,000 円 ③	

（添付書類にチェックをしてください。）

共通	
<input checked="" type="checkbox"/>	エアコンの購入及び設置に要した費用の支払及びその内訳を確認できる書類
<input checked="" type="checkbox"/>	エアコンの形状、規格、型式、品番等を確認できるカタログ等
<input checked="" type="checkbox"/>	エアコンを設置した日を確認できる書類、写真等
登録販売事業者等が申請する場合	申請者本人又は代理人が申請する場合
<input checked="" type="checkbox"/> 代理受領委任状 (第7号様式)	<input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる書類 (口座番号等が確認できる通帳の写しなど) 【代理人が申請する場合のみ】 <input type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書等の写し（成年後見人等の場合に限る。） ※ 申請者が認定申請と同一の代理人であって、認定申請で提出した書類の内容から変更がない場合は添付不要です。

## 確認項目

- ① 登録販売事業者等の情報を記入
- ② 補助認定者(購入者)の情報を記入  
※認定番号も必須です。
- ③ 申請額を記入
- ④ 添付資料にチェック  
※後述する委任状を先に受領していれば、事業者が記入することも可

# 4 交付申請の流れ

## 【代理申請及び受領委任状】

### 記載例

第7号様式（第9条関係）

令和8年6月30日

武蔵村山市長 殿

### 代理申請及び受領委任状

住 所 武蔵村山市本町〇-〇-〇

氏 名 村山 一郎

電話番号 042-565-〇〇〇〇

①

私は、武蔵村山市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金の交付申請及び受領について、補助対象エアコンを購入した下記の登録販売事業者等に委任します。

記

登録販売事業者等番号	武蔵村山市エアコン登録販売事業者等第 1 号
登録販売事業者等名称	武蔵村山市役所電気販売店
登録販売事業者等所在地	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1
登録販売事業者等代表者氏名	代表 武蔵 花子

②

### 確認項目

- ① 対象者本人が記入
  - ② 登録販売事業者の情報を記載
- ※②はあらかじめ事業者で記載し準備することも可

（日本産業規格A列4番）

# 4 交付申請の流れ

## 【低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金交付請求書】

### 記載例

第9号様式（第11条関係）

① 年 月 日

武蔵村山市長 殿

法人名 武蔵村山市役所電気販売所  
請求者所在地 武蔵村山市本町1-1-1  
代表者氏名 武蔵 花子 印

### 低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金交付請求書

武蔵村山市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金交付要綱第11条第2項に基づき、補助金の受領について補助認定者から委任を受けたことから、下記のとおり低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金の交付を請求します。

記

登録販売事業者等番号	③ 武蔵村山市エアコン登録販売事業者等第 1 号
補助認定者の認定番号	④ 武蔵村山市エアコン補助金認定第 1 号
請求金額	⑤ 金 100,000 円

### 確認項目

- ① 請求日は空欄としてください。
- ② 登録販売事業者の情報を記載  
※ 債権者登録をしている印鑑を必ず押印してください。
- ③ 登録販売事業者番号を記載
- ④ 対象者の認定番号を記載
- ⑤ 申請(請求)額を記載

(日本産業規格A列4番)

# 4 交付申請の流れ

## 4-7 補助金の交付決定

補助金の交付を決定したら、低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金(交付・不交付)決定通知書(第8号様式)により、登録販売事業者等に交付の可否を通知します。

通知後、あらかじめ登録いただいている口座に補助金を振り込みます。

※ 原則、認定証を交付している対象者のエアコン購入費等が不交付となることはありませんが、費用の内訳に疑義が生じ、一部補助対象外となる可能性はありますので、御注意ください。

### 【低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金(交付・不交付)決定通知書】

第8号様式(第10条関係)

低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金(交付・不交付)決定通知書

年 月 日

様

武蔵村山市長

年 月 日付けで申請のあった武蔵村山市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

認定番号	武蔵村山市エアコン補助金認定第 号
補助認定者の氏名	
交付の可否	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
交付決定額	円
登録販売事業者等番号	武蔵村山市エアコン登録販売事業者等第 号
登録販売事業者等名称	
不交付の場合 その理由	

※ 補助金は、申請者に受領を委任された登録販売事業者等又は申請者本人の口座に振り込みます。

(日本産業規格A列4番)

# 5 事業者登録規約

(本則)

第1条 「武蔵村山市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業」(以下「本事業」という。)は、令和8年度武蔵村山市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金交付要綱(令和8年武蔵村山市訓令(乙)第120号)に基づき、武蔵村山市内(以下「市内」という。)において経済的な理由により自宅に家庭用エアコンディショナー(以下「エアコン」という。)が未設置などの低所得世帯に対し、エアコン購入費等を補助する事業を実施することにより、低所得世帯の経済的負担を軽減し熱中症等による健康被害の予防を図ることを目的に実施される事業です。本事業において、市民(市内に住所を有する個人であって、その住所を別に定める公的な書類等で証明できる者をいう。以下同じ。)が希望する場合、登録販売事業者等は、エアコンの販売時に本事業の補助金相当分(最大10万円)の値引きを行い、購入者である市民と共同で、武蔵村山市長(以下「市長」という。)に申請を行います。市長は、提出された申請書類を審査の上、適正と認められる場合には、当該登録販売事業者等に対し、補助金を交付します。本規約は、これらを行う販売事業者の登録に係る事項を定めることを目的とします。

(登録販売事業者等)

第2条 登録販売事業者等とは、次条に定める共同申請者と共同で、補助金の交付を申請する販売事業者として、本規約及び登録要領に基づき事前に武蔵村山市(以下「本市」という。)に登録された者をいいます。ただし、当該登録は、本市が、登録販売事業者等として登録された事業者に対して何らその優良性を認定したものではありません。

2 本規約に基づき、登録販売事業者等として登録され、交付申請を行うためには、次に掲げる要件(以下、「参加要件」という。)が満たされていなければなりません。登録後に参加要件のいずれかが満たされなくなった場合には、当該登録販売事業者等は、直ちに本市にその旨を通知しなければならないものとします。本市は、当該通知を受けた場合、又は参加要件のいずれかを満たさなくなったことが明らかかな場合は、速やかにその登録を停止するものとします。

- (1) 登記事項証明書及び法人市民税確定・中間申告書等により市内で事業を営んでいることを本市が確認できる者
- (2) 公的資金の助成先として社会通念上適切であると認められる者

3 前項の規定に関わらず、参加要件の適否に該当しない変更が発生した場合においては、当該登録販売事業者等は、直ちに本市へ変更内容の通知を行わなければなりません。

(共同申請者)

第3条 共同申請者とは、低所得世帯の世帯主であり本事業の対象であると本市が認定した市民となります。

(登録販売事業者等の責務)

第4条 登録販売事業者等は、次の各号に掲げる事項全てについてその責任と義務を有します。

- (1) 本市が作成するガイドライン及び規約(本規約を含む。)並びに本市が行った告知・発表等(以下「ガイドライン等」という。)に定める事項を遵守すること。
- (2) 市民を含む消費者等に対して、本事業について正しい説明を行うこと。
- (3) 補助金の申請手続を遅滞なく、又適正に実施すること。また、当該手続に関する共同申請者からの問合せに誠実に対応すること。
- (4) 本市が本事業のホームページやメール等を通じて行う連絡事項を確認すること。
- (5) 本市から支給される予定の補助金相当額分を、共同申請者の購買金額(税込価格)より値引きすること。
- (6) 本市が、本事業の適正かつ円滑な運営のために行う調査(エアコン設置場所への現地確認や事業所への立ち入り検査を含む。)に依拠すること。
- (7) 共同申請者に対して前号の協力を依頼すること

(補助金交付支援の手続)

# 5 事業者登録規約

第5条 本事業の補助金の交付申請(以下「交付申請」という。)に当たり、登録販売事業者等は、武蔵村山市福祉総務課へ配達記録が残る方法により交付申請書類を提出しなければなりません。本市は、提出された交付申請書類に不備又は不足を発見した場合、通知又は電話により確認を行うことがあります。登録販売事業者等は本市からの確認について、指定される期限までに回答しなければなりません。  
(従業員等への周知)

第6条 従業員等(従業員及び本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。以下同じ。)に対して、登録販売事業者等の業務、義務、留意点、禁止事項等について、周知と教育を徹底しなければなりません。  
(禁止事項)

第7条 登録販売事業者等(登録販売事業者等になろうとする者を含む。)及びその従業員等は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 不正虚偽により登録販売事業者等の登録を受け、又は登録を申請すること。
- (2) 自らの不正、虚偽により、又は共同申請者の不正、虚偽を知りながら本助成金の交付を受け、もしくは本事業の交付申請をすること。
- (3) 消費者等に対して、本事業の制度及び本市の名称を用いて、登録販売事業者等が取り扱う製品の優良性又は有利性を誤認させるおそれのある言動、表示及び広告をすること。
- (4) 本市に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること。
- (5) 本市に対する一切の権利及び義務並びに本規約に基づき締結される本市との間の契約上の地位について、本市の同意なしに第三者に対して譲渡し若しくは移転し、又は担保に供すること。
- (6) 本市及び消費者等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること。
- (7) その他、本市が本事業の趣旨に反すると判断する行為及び本市との信頼関係を損なう一切の行為

(不適切な行為に対する処分)

第8条 本市は、登録販売事業者等が、偽りその他不正の手段により本事業の手続を行い、若しくは本事業その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該登録販売事業者等に対し、次の各号に掲げる措置を講じることができます。この場合において、登録販売事業者等から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該登録販売事業者等(委託者)が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなします。なお、第1号の規定により事業者登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は本事業による値引き販売、交付申請を行うことができません。また、本市が行う現地調査等に協力しなかった場合も、第2号の措置を講じることがあります。

- (1) 登録販売事業者等としての地位の全部又は一部の停止
- (2) 申請の無効化(すでに交付した場合にあっては金銭の返還請求)
- (3) 不適切な行為が行われた事実、本市による登録販売事業者等に対する処分及び登録販売事業者等の名称を公表すること。

(補助金の返還)

第9条 本市は、前条の措置と併せて補助金の全部若しくは一部について交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

2 前項による返還命令を受けた登録販売事業者等は、補助金の全部又は一部を本市に返還しなければなりません。ただし本規定は、本市が、登録販売事業者等から値引きを受けた共同申請者が、当該値引き分を登録販売事業者等に返還することを妨げるものではありません。

(本規約の変更等)

第10条 本市が本規約を変更するときは、本規約の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を通知するものとします。ただし、上記にかかわらず、当該変更が登録販売事業者等の一般の利益に適合する場合、又は緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情

# 5 事業者登録規約

がある場合には、変更の効力発生後速やかに周知することができるものとします。変更後の本規約については、本市が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

(免責)

第11条 本市は、本事業に関して、登録販売事業者等(登録販売事業者等になろうとする者を含む。以下本条において同じ。)に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。ただし、本市の故意又は重過失によるものである場合には、本市は、登録販売事業者等に直接かつ現実に生じた損害に限り、責任を負うものとします。

2 本市は、本事業に関して、登録販売事業者等と、共同申請者及び第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

(本市による個人情報の利用)

第12条 本事業において本市が取得した個人情報の利用、保存及び管理には、次条に定める義務が適用されます。登録販売事業者等は、共同申請者が本市に提供する共同申請者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って利用、保管及び管理等されることについて、共同申請者の同意を得るものとします。

(秘密保持義務及び個人情報保護義務)

第13条 登録販売事業者等(登録販売事業者等になろうとする者を含む。以下本条において同じ。)は、本事業に関連して、本市から開示される技術上又は営業上の情報(以下、「秘密情報」という。)を、第三者に漏洩、開示又は公表してはならないものとします。ただし、本市の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。

2 登録販売事業者等は、本事業上の義務を履行する目的に限り、秘密情報を複製、加工、及び利用することができます。

3 登録販売事業者等は、本市から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報(秘密情報を複製及び加工したものを含む。)を返却、廃棄又は消去するものとします。当該返却、廃棄、又は消去に要する費用は、登録販売事業者等が負担するものとします。

4 登録販売事業者等は、秘密情報及び個人情報の安全管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全措置を講じなければならないものとします。

5 本市が要求する場合、登録販売事業者等は、秘密情報及び個人情報の管理状態を本市に報告するものとします。また、本市は、登録販売事業者等に対し、事前の書面による通知により、本市が登録販売事業者等の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、登録販売事業者等の事業所その他秘密情報及び個人情報の管理場所又は使用場所に立ち入り、関連する書類等の提出を求める等秘密情報及び個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとします。

6 本市及び登録販売事業者等は、秘密情報又は個人情報の漏洩等の事故が発生し、又は発生したおそれのあることを知った場合、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちにその旨を相手方に報告し、本市と登録販売事業者等が協議の上、適切な措置を講じるものとします。

7 本市及び登録販売事業者等は、前項の事故について、事故を引き起こした責任がいずれにあるかを協議の上、確定するものとします。

(雑則)

第14条 本規約に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、ガイドライン等に定めるものとします。

附 則

この規約は、令和8年5月19日付けで施行する。